平成２４年（フ）第２１７号
大阪府富田林市甲田２丁目３番21―401号、前住所大阪府富田林市宮町３丁目4274番地４
破産者　婦木　裕美
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５０号
兵庫県伊丹市鴻池１丁目２番８－Ｂ150号、開始決定時の住所兵庫県伊丹市西野１丁目14番地３
破産者　橘高　訓史
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第５１号
兵庫県伊丹市鴻池１丁目２番８－Ｂ150号、開始決定時の住所兵庫県伊丹市西野１丁目14番地３
破産者　橘高まゆみ
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第２６３号
兵庫県尼崎市西昆陽２丁目32番４号　シャーメゾンフルール201号、開始決定時の住所兵庫県伊丹市森本５丁目95番地３
破産者　山本直輝こと　陳　　直輝
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第１０１７号
兵庫県尼崎市南武庫之荘７丁目７番８号
破産者　横山　貴哉
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第５１１号
兵庫県西宮市室川町12番26―102号、前住所兵庫県西宮市生瀬町１丁目14番９号
破産者　木谷　慶喜
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第５３５号
兵庫県芦屋市陽光町７番１―906号
破産者　インテリア研究室・ざきこと　山﨑　晶
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１４９号
兵庫県姫路市八代東光寺町２番10号、開始決定時の住所兵庫県姫路市八代747番地４
破産者　荒木　厚博
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１３号
奈良県吉野郡大淀町大字下渕211番地の１
破産者　元池　宣子（旧姓桂木・中津）
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所五條支部

平成２４年（フ）第１９４号
徳島県吉野川市川島町桑村678番地13
破産者　後藤田恵美
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５３２号
熊本県合志市須屋1556番地８　アルカンシェルＡ101
破産者　東　　和己
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第５４６号
熊本県合志市須屋2647番地17
破産者　河相　邦子
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第４９３号
茨城県水戸市大塚町1866番地
破産者　諸澤　　昇
1　決定年月日　平成24年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第３４０号
茨城県水戸市元吉田町992番地の11　皆川第１ハイツ202号
破産者　五十嵐秀明
1　決定年月日　平成24年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第２０２号
茨城県取手市井野台１丁目15番18―601号
破産者　寺田　　努
1　決定年月日　平成24年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第２０３号
茨城県取手市井野台１丁目15番18―602号
破産者　寺田　保一
1　決定年月日　平成24年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第３６４号
新潟市中央区万代１丁目２番３号　コープ野村万代314号、前住所新潟県東蒲原郡阿賀町津川3574番地
破産者　金子　泰子
1　決定年月日　平成24年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３９７号
新潟市中央区川岸町３丁目30番地　マンション川岸401号
破産者　坂内　　恵
1　決定年月日　平成24年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部